

社会福祉法人瑞祥会 行動計画（次世代法）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

2. 内 容

目 標 1 対象者に対して、産前産後休業や育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の説明及び情報提供を行う。男性の育児休暇取得率を 25%にする。

（対策）令和 7 年 4 月～ 対象者が出た際に、制度の説明及び情報提供を行う。
必要に応じて相談に応じる。

目 標 2 フルタイム労働者一人当たりの毎月の平均残業時間を 24 時間以下にする。

（対策）令和 7 年 4 月～ 勤務予定表作成者に残業時間が毎月 24 時間以下になる様に説明し、勤務予定表を作成し毎月労働時間管理を行う。